

## 南三陸町環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南三陸町環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事の説明者)

第2条 会長は、議事に関係のある行政機関の職員を会議に出席させ、議事について説明させることができるものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

- (1) 南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）第8条第8号に規定する情報に関し審議する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(会議録)

第4条 審議会の会議の議長は、次に掲げる事項を記した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(採決)

第5条 議長は、議事について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その都度審議会に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認められるときは、議長は、採決の手順を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(傍聴人)

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、南三陸町環境審議会傍聴人受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室するものとする。

- 2 傍聴人の受付は、会議開催時刻まで先着順で行うものとする。
- 3 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

- (2) 会場内においては、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (3) 会場内においては、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議開催中において騒ぎ立てる等会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

第8条 傍聴人が、前条の規定に反した場合は、議長が注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。